子どもへの人権教育の推進(総論部分追加案)

【人権教育・啓発の基本的な方策】

(2) 子どもへの人権教育の推進

市民の人権意識を向上するには、これからの社会を担う子どもの人権意識をしっかりと形成することが大事です。

一人一人の発達段階に応じ、子どもが、人権の意義・内容や重要性について理解 し、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、 それが学校や家庭等、様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるととも に、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるように、子どもに対し、 人権教育を行うことが大切です。

乳幼児期における教育や保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で極めて 重要です。自我が芽生え、他者の存在を意識し、自己を抑制しようとする気持ちが 生まれる乳幼児期の発達の特性をふまえ、遊びを中心とした生活を通して人権尊重 の精神の芽生えを育むよう教育や保育を実践する必要があります。

保育所(園)・幼稚園・こども園においては、家庭との連携を密にしながら、身近な自然や友だちとの関わりの中で命の大切さや他者の存在や気持ちに気づくとともに、人に対する信頼感や思いやりの気持ち、お互いを尊重し合える心を育成します。

さらに、高齢者をはじめ地域の人々など、自分の生活に関係の深いさまざまな立場の人と触れ合う場をもち、人と関わることの楽しさや人の役に立つ喜びを味わうことができるような取り組みを推進します。

学校教育においては、「生きる力」を育む教育活動が進められています。「生きる力」は予測困難な社会の変化に主体的に関わり、他者と協働しながら、社会や人生をよりよくしていくために必要な実践的な力です。この力は、人権教育を通じて育まれる他者とのコミュニケーション力、具体的な人権問題に直面してそれを解決しようとする行動力などとも、重なりを持つものと言えます。人権教育においては、このような「生きる力」を育む教育活動の基盤として、各教科、特別の教科である道徳、特別活動及び総合的な学習の時間や、教科外活動等のそれぞれの特質を踏まえつつ、教育活動全体を通じて子どもたちへの人権教育を推進します。

一方、子どもは、学校だけでなく、多くの時間を家庭や地域社会などにおいて過ごしています。たとえ学校で人権の重要性について学習しても、特に子どもたちが生活の基盤を置く家庭において、学校における学習の成果を肯定的に受け止める環境が十分に整っていなければ、人権教育の成果が知的理解の深化や人権感覚の育成へと結びつくことは容易ではありません。それだけに、人権感覚の育成等には、学校での人権学習を肯定的に受容するような家庭の基盤づくりが大切であり、人権教育に対する保護者などの理解を促進することが求められます。

そこで、学校は保護者に対し、学校・学年だより等による身近な人権問題等についての情報提供をはじめ、人権学習に係る授業の公開、講演会の開催等、様々な手法により啓発を行うよう努めることが必要です。